



サプライヤー行動規範

2025年7月

目次

はじめに	3
サプライヤー行動規範概要	4
Stewardship (スチュワードシップ)	6
Best People (ベストピープル)	7
Client Value Creation (クライアント価値の創造)	8
One Global Network (ワングローバルネットワーク)	9
Respect for the Individual (個人の尊重)	12
Integrity (インテグリティー)	14
行動規範に関するアクセンチュアの情報請求権と監査	15
権 行動規範もしくは適用法への違反	16
詳しい情報とヘルプ	18



はじめに

私たちの目標は、責任ある購買の精神を通じて、社内外においてより持続可能で包括的なサプライチェーンを構築し、顧客、サプライヤー、コミュニティに長期的な価値を生み出すことです。アクセント・チャイナは倫理領域において、またプロフェッショナルとして最高基準を維持することに取り組んでいます。2008年以来、私たちは、持続可能性、公正や平等、人権を推進する取り組みを支援する国連グローバルコンパクト10ヶ条の実践に傾倒してきました。私たちは、グローバルコンパクトメンバーとして、国連持続可能開発目標を擁護しています。

アクセント・チャイナとそのサプライヤーの関係は、自らのビジネスにおいてより持続的で包摂的なサプライチェーンを構築するのを促す上で、責任あるビジネスとしての目標を達成するために重要な要素となります。ビジネス倫理規範の補足であるサプライヤー行動規範には、サプライヤーに順守して頂く必要のある基準と実施要項が記載されています。

アクセント・チャイナは、これらの基準に準拠していただけるよう最大限の支援を提供します。同時に、皆様には各自の供給会社に同規範を適用していただけるようお願い致します。当社サプライヤー行動規範の順守について日頃の取り組みとご協力を感謝いたします。

これらの規範に関するご質問等がございましたら
procurement.support@accenture.comまでお問い合わせください。

Binny Mathews
最高調達責任者





サプライヤー行動規範概要

本サプライヤー行動規範は、Stewardship（スチュワードシップ）、Best People（ベストピープル）、Client Value Creation（クライアント価値の創造）、One Global Network（ワングローバルネットワーク）、Respect for the Individual（個人の尊重）およびIntegrity（インテグリティー）から成るアクセセンチュアのコアバリューの枠組みに基づいて構成されています。これらのコアバリューによって、会社の文化が形成されるとともに、会社の社格が決定づけられます。アクセセンチュアのサプライヤーは、本行動規範を自らが順守するだけでなく、アクセセンチュアの関連業務を実施する自社のサプライヤーにも順守させなければなりません。

01 Stewardship（スチュワードシップ）

- 1.1 該当する環境法規をすべて順守する
- 1.2 環境への悪影響を低減する

02 Best People（ベストピープル）

- 2.1 雇用または採用実務において差別を禁止
- 2.2 アクセンチュアのトレーニングを修了する

03 Client Value Creation（クライアント価値の創造）

- 3.1 品質の保証及び契約条件を順守する
- 3.2 正確な提案とインボイスをアクセセンチュアへ提出する
- 3.3 障がい者へのユーザ補助を確保する

04 One Global Network（ワングローバルネットワーク）

- 4.1 適用される競争法を順守する
- 4.2 適用される国際貿易管理すべてを順守する
- 4.3 適用されるマネーロンダリング・テロ資金供与防止法すべてを順守する
- 4.4 プライバシー、個人情報の保護、およびセキュリティの確保
- 4.5 適用されるすべての法律に基づくデューデリジェンス要件を順守する
- 4.6 データおよび新しいテクノロジーの責任ある使用
- 4.7 人工知能の責任ある設計、開発、および導入

05 Respect for the Individual（個人の尊重）

- 5.1 尊厳と敬意もって人を遭遇する
- 5.2 結社および団体交渉の自由を従業員に許可する
- 5.3 強制労働、人身売買、有害な児童労働を禁止する
- 5.4 適用される雇用法を順守する
- 5.5 安全で健全な職場環境を提供する
- 5.6 不適切なソーシャルメディアの利用に関与しない



06

Integrity (インテグリティー)

- 6.1 アクセンチュアの従業員または第三者へ不適切な贈与や接待をしない
- 6.2 米国の海外腐敗行為防止法と英国2010年贈収賄法を含め、すべての贈収賄反対法を順守する



01

Stewardship (スチュワードシップ)

アクセンチュアのサプライヤーは、環境の持続可能性を優先し、その取り組み、目標、影響について最新情報を提供するよう努めます。

1.1 該当する環境法規をすべて順守する

アクセンチュアのサプライヤーは、適用される環境法規および規範をすべて順守します。

1.2 環境への悪影響を低減する

アクセンチュアのサプライヤーは、自身が及ぼす環境への悪影響を低減することに取り組みます。最低限の取り組みとして、気候変動への悪影響を低減するために科学的根拠のある二酸化炭素削減目標などの積極的な目標を設定する必要があります。気候目標計画を作成するにあたっては、必要に応じて製品の設計、製造、廃棄管理においてサーキュラーエコノミーの原則を考慮する必要があります。

アクセンチュアのサプライヤーは、環境への悪影響を低減するための自社の取り組みと環境目標の進捗状況を可視化してアクセンチュアに提供します。これには、アクセンチュアが合理的に要求する情報を提供することや、アクセンチュアのサステナビリティ評価を適時に完了することが含まれます。アクセンチュアのサプライヤーは、サプライチェーン全体で、環境にやさしい技術や慣行の開発・使用と、環境への悪影響の低減を奨励します。



02

Best People (ベストピープル)

アクセンチュアのサプライヤーは、個々の特性にかかわらず自身のビジネスのために最も良い人材を集めて、育成します。サプライヤーは、自身の従業員が、アクセンチュアが要求するトレーニングをすべて確実に受講するよう計らいます。

2.1 雇用または採用実務において差別を禁止

アクセンチュアサプライヤーは採用や雇用の決定に関連して、個人の貢献、スキル、能力、もしくは職務固有の要件に関連しない特性を理由に個人の扱いを変えたり不利に扱ったりしません。人種、宗教、年齢、性別、性同一性もしくは性別表現、性的志向、国籍、社会的あるいは民族的出自、婚姻の有無、妊娠、障害、HIV/AIDS感染の有無、所属政党、組合加入を根拠として個人を差別することは世界各地の法律が禁じています。アクセンチュアのサプライヤーはこうした差別を禁じる法律をすべて順守します。国によっては、採用もしくは雇用の決定をする際に、特定のカテゴリーの人々を保護あるいは優先することをアクセンチュアのサプライヤーに要求するまたはその権利を与える法律がある場合アクセンチュアのサプライヤーは、当該法管轄区において本2.1項の規定に優先するものであるとしてそれら法のすべてを順守します。

2.2 アクセンチュアのトレーニングを修了する

アクセンチュアのサプライヤーは、自身の従業員が必要に応じて（例えばアクセンチュアのクライアントと接触する、アクセンチュアあるいはアクセンチュアのクライアントが管理するデータや施設にアクセスする場合）アクセンチュア提供のトレーニングを確実に受講するよう計らうことによって、従業員への当社サプライヤー行動規範順守を支援します。



03

Client Value Creation (クライアント価値の創造)

アクセンチュアのサプライヤーは、金額に見合う価値を前提として、自身の製品とサービスの更なる向上に努めます。

3.1 質の保証及び契約条件を順守する

契約締結後、アクセンチュアのサプライヤーはすべての仕様、要件、および条件を順守します。サプライヤーは、アクセンチュアとの契約を履行する上で、事前の適切な承認がある場合除き、異なる製品やサービスで代用したり、契約履行のために他者の協力を得たりしてはなりません。

3.2 正確な提案とインボイスをアクセンチュアへ提出する

アクセンチュアのために提案、入札、または契約交渉を準備しているアクセンチュアのサプライヤー、および当社のクライアントは、すべてのステートメント、コミュニケーション、および表現が正確で嘘がないものであることを確信できていなければなりません。サプライヤーが正確な会計帳簿を維持します。アクセンチュアのサプライヤーは、正確なインボイスを提出し、誤りがあれば即座に訂正し、関連業務記録と従業員への合理的なアクセスをアクセンチュアに提供します。

3.3 障がい者へのユーザ補助を確保する

アクセンチュアのサプライヤーは、アクセシビリティのニーズが独自の調達プロセスの一環として含まれることを確認する必要があります。ハードウェア、ソフトウェア、Web,学習、情報技術を販売またはライセンスする、または製品とサービスの一環として技術ソリューションを提供するアクセンチュアのサプライヤーは、アクセンチュアに提供されるすべての製品、ソフトウェア、および/または、サービスが、Webコンテンツアクセシビリティガイドライン2.2 AA (WCAG 2.2 AA)、またはこれらのガイドラインの更新及び改訂版を含むがこれに限定されない、グローバルアクセシビリティ基準をみたしていることを、確認します。



04

One Global Network (ワングローバルネットワーク)

アクセンチュアのサプライヤーは、組織的、地理的な境界にわたってチームを構成する力を動員し、優れた製品とサービスを一貫して提供します。それぞれの事業においてビジネスに適用される法規を理解し順守します。

4.1 適用される競争法を順守する

ビジネスの場所にかかわらず、アクセンチュアのサプライヤーは独占禁止法、競争法、および公正取引法を順守します。また、競合者との提携や情報共有（ジョイントベンチャーその他提携の形態を問わない）にかかるものを含め、常に現地の競争法をすべて理解、順守します。

4.2 適用される国際貿易管理すべてを順守する

アクセンチュアのサプライヤーは、ベラルーシ、キューバ、iran、北朝鮮、ロシア、シリア、ウクライナの政府統制外地域に適用されるもの（ただしこれらに限定されない）を含む、適用されるすべての国際貿易規制（輸出規制、経済制裁、ボイコット禁止法など）を遵守します。

アクセンチュアのサプライヤーは、合理的に実行可能な限り速やかに、納入品の輸出管理区分（米国ECCN、EU AL番号など）、原産国および該当する管轄区域、再輸出制限、該当する輸出ライセンスを含むライセンス状況、経済制裁または貿易制裁の対象となっている人物または国が関係していないことの宣言など、かかる法律の遵守に必要な完全かつ正確な情報をアクセンチュアに提供します。

4.3 適用されるマネーロンダリング・テロ資金供与防止法すべてを順守する

アクセンチュアのサプライヤーは常に現地のマネーロンダリング・テロ資金供与防止法を順守し、このような犯罪に手を染める第三者とは一切関与せず、支援もしません。

4.4 プライバシー、個人情報の保護、およびセキュリティの確保

アクセンチュアのサプライヤーは、適用されるプライバシーおよびデータ保護法（GDPR、[2021年のEU SCC（標準契約条項）要件](#)、[2020年7月16日のSchrems II事件における欧州司法裁判所の判決](#)を含む）を順守します。アクセンチュアのサプライヤーは、業界のベストプラクティスと関連するガイドラインに従って、個人データを安全に保護します。アクセンチュアのサプライヤーは、契約上の義務および[アクセンチュアのサプライヤーセキュリティ要件](#)に従って、受領、保管、または他の方法で処理、転送されたアクセンチュアおよびアクセンチュアのクライアントの個人データ（以下「アクセ



チュア個人データ」)を安全に保護します。アクセンチュアのサプライヤーは、事前に許可を得ることなく、アクセンチュア個人データをビジネス上の目的で再利用、販売、共有、または利用可能にすることはありません。

アクセンチュアのサプライヤーは、アクセンチュア個人データを処理および転送するために、以下のような適切な社内ポリシーを採用します。

- a) アクセンチュア個人データへのアクセスに関する公的機関からの要求を管理するためのポリシー/手順
- b) データアクセスおよび機密性に関するポリシー/手順
- c) データの最小化およびデータ保持に関するポリシー/手順
- d) データセキュリティおよびデータプライバシーに関するポリシー/手順

アクセンチュアのサプライヤーは、公的機関によるアクセンチュア個人データへのアクセス要求およびそれに対する回答の記録を文書化して保持します。

法的に許可されている場合、アクセンチュアのサプライヤーは、アクセンチュア個人データに関する政府からの要請を、合理的に実行可能な限り速やかにアクセンチュアに通知します。アクセンチュアへの通知が法的に許可されていない場合、アクセンチュアのサプライヤーは、可能な限り速やかに、または公的機関に代わってアクセンチュアに情報を提供するための合理的な措置を講じます。

アクセンチュアのサプライヤーは、アクセンチュア個人データの使用、共有、または保持が、正当で説得力のあるビジネス上の目的またはその他の必須の法的要件に基づいており、アクセンチュアと合意した契約条件および適用される法的要件に厳密に従っていることを保証します。

アクセンチュアのサプライヤーは、適用されるデータアクセスまたは移転に関する法律および規制により制限または禁止されている個人または団体による、アクセンチュアが提供するデータへのアクセスを禁止します。これには、特に、修正または更新された大統領令14117(「連邦規則集第28編第202条」)を実施する米国司法省の規則が含まれます。

4.5 適用されるすべての法律に基づくデューデリジェンス要件を順守する

アクセンチュアのサプライヤーは、適用される法律に基づき発生したデューデリジェンス要件をすべて順守するとともに、これらの法律の順守を確保するために合理的に設計された方針や手順を採用するものとします。アクセンチュアのサプライヤーは、責任ある方法で製造、販売、調達されていない、あるいは適用される法律を順守していない製品、商品、部品がアクセンチュアのサプライチェーンに流入するのを防止するものとします。

また、アクセンチュアのサプライヤーは、次の各事項を行うことによりアクセンチュアのデューデリジェンスの取り組みに参加しなければなりません。(i) アクセンチュアの製品に使用される部品向け



に調達された3TG鉱物（タンタル、錫、タングステン、金）について年1回アクセント・チャイナに報告すること、(ii) アクセント・チャイナの製品に使用される3TG鉱物について、アクセント・チャイナが行う照会、監査またはデューデリジェンスに協力すること、(iii) 自社に供給され、アクセント・チャイナの製品に使用される3TG鉱物の加工流通過程（3TG鉱物の原産国、製錬所または精製所、鉱山の場所およびステータス）を特定するために自社のサプライヤーと連携すること。

4.6 データおよび新しいテクノロジーの責任ある使用

アクセント・チャイナのサプライヤーは、データの使用およびデータプライバシーに関するすべての関連法規を遵守するだけでなく、アクセント・チャイナ、その顧客、ビジネスパートナー（その従業員および顧客を含む）、ならびに第三者のデータを保護します。アクセント・チャイナのサプライヤーは、高度な分析および人工知能（AI）のためにこれらのデータを利用するための適切な許可を取得するとともに、組織目標の一環として、戦略的に、規制上の要求水準を上回ることを目指します。サプライヤーは、アクセント・チャイナからの明示的な許可がない限り、これらのデータを人工知能技術またはモデルのトレーニングに使用せず、データの不正使用または開示から強固に保護します。また、アクセント・チャイナのサプライヤーは、データ（および関連する新技術）を責任を持って使用し、発生する可能性のある倫理的および法的懸念に積極的に対処します。

4.7 人工知能の責任ある設計、（AI）開発、および導入

アクセント・チャイナのサプライヤーは、AIの開発と利用に関するすべての関連法規を遵守するだけでなく、既存または新興のAI技術、そして組織が自ら設計、構築、保守、あるいは外部から調達または取得するすべてのAI関連またはAI対応製品（データ、モデル、ソリューション、システム、ツールなど）を含む、AIエコシステムとライフサイクル全体にわたるAIのガバナンス、設計、開発、監視、パフォーマンスに責任を負います。サプライヤーは、プロセスにおいて人間中心のアプローチを優先し、システム設計と意思決定における誠実さと公平性を維持するガバナンスフレームワークを確立し、組織内の適切なレベルのAIリテラシーを確保し、AIシステム全体が安全、セキュリティ保護され、監査可能、透明性があり、説明可能であることを保証します。サプライヤーのAIシステムの成果は、アクセント・チャイナのコアバリュー、ビジネス倫理規定、責任あるAI原則、そして責任ある企業であることへのアクセント・チャイナのコミットメントと一貫して整合しています。



05

Respect for the Individual (個人の尊重)

アクセントのサプライヤーは、包括的な環境、平等な機会、偏見のない職場環境を確保し、人々が敬意と尊厳を持って扱われることを保証します。

5.1 尊厳と敬意もって人を処遇する

アクセントのサプライヤーは国際人権章典と労働における基本的原則および権利に関するILO宣言が表明する国際的に認知されている人権を支持・尊重します（これら文書へのリンクは下記追加情報セクションに記載されています）。

これらを踏まえ、アクセントのサプライヤーは尊厳と尊敬を以て人を遇し、物理的にも仮想的にも、人が尊重される安全で、排他的ではなくアクセスしやすい職場を維持します。アクセントのサプライヤーは身体的暴力、脅し、体罰、精神的強要、暴言、非礼なふるまい、いじめ、ハラスメント一切（保護対象の特性を根拠に法的に禁止されているか否かを問わない）を許容しません。

加えてアクセントのサプライヤーは、自身の従業員の移動の自由に不当な制約を課しません。

5.2 結社および団体交渉の自由を従業員に許可する

アクセントのサプライヤーは、自身の従業員が労働組織に自由に参加すること、控えること、および法で許可された通り、彼らが選んだ団体交渉に入ることを認め尊重しています。

5.3 強制労働、人身売買、有害な児童労働を禁止する

アクセントのサプライヤーは、人身売買、奴隸制度、奴隸労働、強制労働、年季奉公、非自主的労働を使用せず、これらを特定するための体制を整備するものとします。アクセントのサプライヤーの従業員は、自らの意思で雇用条件に同意するものとします（雇用条件は、適用される国際労働機関の条約に準拠していかなければなりません）。

アクセントのサプライヤーは、次の行為には特に手を染めてはなりません。従業員の身分証明書や移民書類の破壊、隠匿、没収、その他のアクセス妨害。従業員に対する採用費用の請求。労働法に違反している人材あっせん業者の採用。安全または住宅関連法の基準を満たさない住宅の提供。詐欺的あるいは虚偽的な採用実務の実施。必要とされる業務文書提供の不履行もしくは労働者が理解できない言語での提供。



アクセントのサプライヤーは、児童労働を利用せず、また、児童労働のリスクを特定するための体制を整備するものとします。児童労働とは、児童から子ども時代や将来の可能性、あるいは尊厳を奪い、身体的、精神的な発達に有害となる労働を意味します。多くの国で雇用または就労の最低年齢が定められています。アクセントのサプライヤーはこれらの要件を理解・尊重します。義務教育修了年齢に満たない者を雇用することはありません。アクセントのサプライヤーは、関係法規を順守した見習い、実習、インターンシッププログラムを職場で運用することができます。

5.4 適用される雇用関連法をすべて順守する

アクセントのサプライヤーは、就業時間、残業、最低賃金要件等を含めて適用される雇用法規すべてを順守します。加えて、アクセントは、アクセントやそのクライアントに直接サービスを提供する人々全員に対して、法定最低賃金要件よりも高く、現在の実際の生活費を考慮に入れた額となる生活賃金を支払うことをサプライヤーに推奨します。

5.5 安全で健全な職場環境を提供する

アクセントのサプライヤーは、職場に対する自身の従業員と訪問者の安全衛生に努めています。アクセントのサプライヤーは、適用されるすべての安全衛生法に従って、安全で健康な職場環境を提供し、労働災害と職業病からすべての人々を保護する対策を講じます。

アクセントのサプライヤーは、伝染病の感染を防ぐためにあらゆる対策を講じます。アクセントまたはアクセントのクライアントと直接接するアクセントのサプライヤーは、アクセントの職場の衛生基準や通知方針を順守します。そして、病気である、または感染している自身の従業員がアクセントの従業員あるいはクライアントと接触していることが判明次第、速やかにアクセントに知らせ、該当のサプライヤーの従業員を、感染症から回復するまで隔離させることとします。こうした状況下では、あるいは追加のガイダンスが必要な場合、アクセントのサプライヤーは、アクセント・セキュリティオペレーションズセンター (Accenture Security Operations Centre: +1.202.728.0645) に連絡することができます。ASOCは年中無休24時間対応です(コレクトコール対応)。

5.6 不適切なソーシャルメディアの利用に関与しない

アクセントのサプライヤーは、アクセントやアクセントのビジネス、クライアント、ビジネスパートナーまたは従業員に関するか否かを問わず、虐待的で悪意のある、みだらな脅迫や威嚇的である内容の投稿、または民族的、宗教的、性別その他の軽べつ的な表現を含むいかなるメッセージや投稿等、ソーシャルメディアの非礼で職業倫理に反する利用を一切認めません。



06 Integrity (インテグリティー)

アクセンチュアのサプライヤーは、適用される法律をすべて理解し順守しています。サプライヤーは、責任を持ち、倫理的に行動して、正直でオープンな討論を奨励することによって信頼感を醸成します。

6.1 アクセンチュアの従業員または第三者へ不適切な贈与や接待をしない

アクセンチュアのサプライヤーは、アクセンチュアの従業員、公務員、商業クライアント、ビジネスパートナー、その他第三者に対し、直接あるいは第三者を通じて贈与や接待等賄賂にあたる不適切な支払を行いません。アクセンチュアのサプライヤーの従業員は賄賂にあたるもしくはそのように受取られかねない贈与や接待を受けません。

6.2 米国の海外腐敗行為防止法と英国2010年贈収賄法を含め、すべての贈収賄反対法を順守する

アクセンチュアは、正直で倫理的なマナーでビジネスを遂行し、現地の腐敗防止法に違反する汚職その他の行為に対しては地域を問わず容認ゼロで対応するよう努めます。アクセンチュアのサプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法を含む、すべての適用法規を順守しています。

アクセンチュアとともにアクセンチュアの代理としての取引きに関連して、アクセンチュアサプライヤーは、ビジネスの獲得、保持、指示、またはその他のあらゆる不適切な利益を保証するための勧誘手段として、贈与、ローン、料金、報償、またはその他の利益をいかなる人物にも、提供、約束、権限付与、供給、要求、または受領することはありません。こういった規範の下では、不適切な支払いには、申し出、約束、権限の付与、または定期的な政府の活動の迅速化を図るためにあらゆる支払いが該当します。

アクセンチュアのサプライヤーは自身の従業員およびサプライヤーによる適用腐敗防止法およびこれら規範に対する順守を徹底するため手順を実施しなければなりません。



行動規範に関するアクセンチュアの情報請求権と監査権

- 7.1 アクセンチュアは、サプライチェーンのデューデリジェンス、監視、報告、認証についての自身の義務を遂行するために、本行動規範の順守についてアクセンチュアのサプライヤーに特定の情報の提供を適宜要請することができます。アクセンチュアのサプライヤーは、このような要請に完全かつ適時に応じるものとします。
- 7.2 アクセンチュアは、自社への製品・サービスの提供場所または提供元となる拠点に関する監査を実施することができます。アクセンチュアのサプライヤーによる本行動規範の順守状況を自身の費用負担にて監査することができます。
- 7.3 第7.4項の規定に影響を与えることなく、アクセンチュアは、年1回、通常の営業時間中に監査を実施することができ、かかる監査を実施する際には、その意向を少なくとも60日前に書面で通知します。
- 7.4 アクセンチュアのサプライヤーに本行動規範または適用される法律の重大な違反があったと判断する合理的な根拠がある場合、アクセンチュアは、いつでも通知なしにアクセンチュアのサプライヤーの監査を実施することができます。
- 7.5 アクセンチュアは、かかる監査を実施する場合、アクセンチュアのサプライヤーの営業および人事業務への支障を最小限に抑えるよう配慮します。アクセンチュアの従業員または独立代理人（アクセンチュアのサプライヤーの競合他社であってはなりません）は、かかる監査に先立って適切な守秘義務契約を締結します。

この監査の目的を考慮し、アクセンチュアのサプライヤーは自社の業務、方針、手順に関する情報と自社の直接的なサプライヤーの身元に関する情報への合理的なアクセスをアクセンチュアの従業員および独立代理人に提供します。書面による別段の合意がないかぎり、アクセンチュアにはアクセンチュアのサプライヤーの他の秘密情報を監査する権利は認められません。なお、このような秘密情報には次のものが含まれます。(a) アクセンチュアのサプライヤーの他のクライアントやビジネスパートナーに関する情報、(b) コストや価格設定の情報、(c) 社内の従業員調査やその結果、(d) 従業員の人口統計情報、(e) 苦情や法的要件に関する情報、(f) 法的に開示を拒否できる助言、(g) 従業員に関する非公開の個人情報（個人の研修記録も含む）。



- 7.6 アクセンチュアのサプライヤーの監査またはアクセントのサプライヤーから提供された情報によって重大な懸念事項が特定された場合、アクセントは、アクセントのサプライヤーに通知するものとします。この通知から10営業日内に、アクセントのサプライヤーの権限を有する役員は、この懸念事項を解決するためにアクセントのサプライヤーが講じるべき適切、相応な適時の措置（悪影響を受ける人物への補償を含む）について両当事者が合意できるよう、この懸念事項についてアクセントと対面にて協議するものとします。

行動規範もしくは適用法への違反

- 8.1 本行動規範または適用法令を遵守しなかった場合、アクセントは、かかる不遵守およびそこから生じる影響について、適切かつ適時な是正を求める権利を有します。サプライヤーが是正計画を実施しない場合、またはサプライヤーの不遵守を是正できない場合、アクセントは当該サプライヤーの資格を停止し、関係当局、規制当局、法執行機関に当該事項を開示することがあります。適用法令で認められている場合、アクセントは関係当局、規制当局、または法執行機関に当該事項を開示する前に、当該サプライヤーに当該事項を通知し、回答のための合理的な機会を与えます。
- 8.2 アクセンチュアのサプライヤーは、自身の組織とサプライチェーン内で透明性の文化を奨励し、法的、倫理的な懸念はライン管理部門及び／又は正式な通報経路を通じて声を挙げるよう従業員に奨励します。アクセントのサプライヤーは、自身（もしくは自身の従業員、契約先、下請業者、サプライヤー）が犯したと疑われるこれら規範への違反を報告しなければなりません。アクセントのサプライヤーは、アクセントの財務、会計実務、監査事項、腐敗収賄、及びその他本規範に規定する基準に整合しないアクセント従業員の行為に関して認識した具体的な問題も報告しなければなりません。
- 8.3 かかる報告はアクセントのビジネス倫理ヘルplineにお願いします。ウェブサイト <https://businessethicsline.com/accenture> を利用するか、各国の専用電話番号（24時間年中無休対応）に電話して、誠意を持って懸念を伝えてください。アクセントのビジネス倫理ヘルplineを利用する時には、ほとんどの場合は匿名で報告できますが、国によっては現地の法的な制約により匿名で報告できない場合があります。アクセントのサプライヤーは、従業員による以下の行為に対する報復を一切禁じること：(1) 誠意を以て何らかの法律に対する違反及び／又は行動規範に対する違反の懸念を申し立てる、または (2) ある懸念に対応する情報を提供することによりアクセントもしくは捜査当局を支援する。これらの規範において、「報復」とは、誠実な動機により懸念を申し立てたことに続く何らかの不公正な扱い（またはそのような不公正な扱いをするという脅迫）を意味します。



- 8.4 常に8.1のアクセントの開示の権利に照らし、アクセントはすべての申立てを真摯にそして厳粛に処理します。申立ての性質と状況に応じ、アクセントはアクセントのサプライヤー及び関係方面と協働して問題を改善するための行動計画に合意する方法を模索します。
- 8.5 また、米国におけるアクセントのサプライヤーは、人身取引に関する懸念をグローバル人身取引ホットライン +1 844 888 (フリーダイヤル) (3733) または helpbfree.org に通報することができます。



詳しい情報とヘルプ

- | アクセンチュアのビジネス倫理規範
- | アクセンチュアコアバリュー
- | 国連グローバルコンパクト
- | 国際人権章典
- | 労働における基本的原則および権利に関するILO宣言

当社サプライヤー行動規範について質問のある方は、
procurement.support@accenture.com にお問い合わせください。

注意事項:

- アクセンチュアの米国政府クライアントとのビジネスをサポートするサプライヤーには追加要件があるかもしれません。アクセンチュアの連邦ビジネス倫理・行動規範をご覧ください。
- アクセンチュアは規制とビジネスの状況変化を反映するために適宜これら規範を更新する権利を保持します。
- アクセンチュアのビジネス倫理規範、これらの規範、アクセンチュアのポリシーもしくはアクセンチュアの研修にアクセスできることによってサプライヤーの従業員がアクセンチュアの従業員であると解釈されることも、暗示されることも一切ありません。サプライヤーの従業員に関する基本的な雇用条件は引き続きサプライヤーの全責任であり、サプライヤーが管理します。

© 2025 Accenture 無断複写・転載禁止
アクセンチュアとそのロゴはアクセンチュアの登録商標です。
2025年7月

